

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

（平成23年6月30日以降用）

経営承継受贈者の氏名	贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)
------------	----------------------

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 贈与の時にける経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日 認定番号
④ 贈与の時にける資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円		
⑥ 贈与の時にける従業員数	人		

2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可		⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株(口・円)当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)	
	株・口・円	株・口・円	円	A	円

3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							平成 年 月 日
所在地							
会社名							
代表者氏名							印

※印欄には記入しないでください。

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	-	入力		確認	
---	--------	---------	---	----	--	----	--

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

 - (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

※ 贈与者が贈与の時に会社役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
 - (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合には**b**の全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には**(a - c)**以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 - (3) ⑧欄の金額は、贈与の時に付する価額を記入します。

なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
 - (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書の**A**欄の金額とこの計算書以外の計算書の**A**欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。

また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。
- 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 - (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 - (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
 - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。